

熊本大学ハラスメント相談 よくある質問

Q.ハラスメント相談は、どのようにするのですか。

相談者自身がハラスメント相談員に相談してください。相談員は、学内、学外に配置しておりますので、まずはメール等で相談員宛に希望をお伝えいただき、相談員と相談者の間で日時や場所を調整した上で、日を改めて面談を行います。ただし、緊急を要する事情がある場合は、できる限り対応しますので労務課サービス担当までお知らせください。

Q 自身が所属する部局の相談員にしか相談できないのでしょうか？

相談者は、自身の所属に関わらず、どの相談員にでも相談することができます。

Q.メールや電話での相談はできますか？

相談は、行き違いが生じないようにするため、複数の相談員による面談で行うこととなっていますので、対面をお願いしています。

Q 勤務の都合で、平日の日中に相談に行くことができません。どうしたらよいのでしょうか？

労務課サービス担当へご連絡ください。

Q.相談員に相談するという事は、全学部の学部長や関係者などに知られるのでしょうか。

いいえ。通常は人権委員会委員長等、限られた関係者が申出内容を把握します。相談員には守秘義務があり、相談者の許可なしに、他者に相談内容を伝えることはありません。事情がある場合は、相談員へお伝えください。

Q.相談したら、必ず加害者からも事情を聴くことになりますか？報復されそうで不安です。

相談事案への対応は、全て相談者の意向に沿って進めます。調査を申し立てた場合は、加害者とされる方に事情を聴くこととなりますが、その場合は加害者に対し、報復行為を含む一切の不利益な取扱いが禁じられていることを十分に説明します。

Q.ハラスメント行為をしている（あるいは受けている）人の関係者（上司や同僚）です。どのように対応すべきか相談できますか？

管理職としての対応の相談や、ハラスメント行為を目撃している第三者の方からの相談も受け付けています。

Q.調査委員会は、ハラスメントの該当性の判断や懲戒処分の判断まで行うのですか。

調査委員会は、相談者の申立事項の事実確認をする委員会です。事実調査をし、その結果を

人権委員会委員長に報告することまでが任務です。人権委員会においては、調査委員会から報告があった調査結果についてハラスメントの該当性の審議をします。その結果、ハラスメントの該当性が判断された場合に懲戒処分に進むことはありますが、懲戒処分については、国立大学法人熊本大学懲戒規則に基づき対応いたします。

Q.ハラスメントに当たるかどうかよく分からないのですが？

「あかるい職場応援団」の「ハラスメントの定義」及び熊本大学ハラスメント防止等に関するガイドラインを参考にしてください。

Q.成績への不満などでも、相談者が希望すれば「アカハラ」として調査委員会を設置するのですか？

通常、成績への疑義など教学固有の問題は、まず担当教員やその部局（学科・専攻）で対応することが望ましいと考えています。

Q.人事異動や職務内容についても上司からのハラスメントとして相談できるのでしょうか。

異動・職務内容などについての苦情相談は、国立大学法人熊本大学苦情相談及び苦情処理に関する規則で対応します。